

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日までの4年間
2. 内容

目標1：令和元年8月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和元年5月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和元年7月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和元年8月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）による社員への周知

目標2：令和元年10月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和元年8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和元年9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和元年9月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和元年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始